# 令和3年度(2021年度) 花博記念協会助成金 応募要項

公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会は、1990年(平成2年)に開催された国際花と緑の博覧会の「自然と人間との共生」という理念の継承、発展につながる調査研究や活動並びに被災地復興を支援し、潤いのある豊かな社会の創造に寄与することを目的として、助成事業の公募を行っています。

令和3年度(2021年度)の公募概要については、次のとおりです。

## 1. 助成の対象

### 1) 対象分野

国際花と緑の博覧会の「自然と人間との共生」という理念の継承、発展または普及啓発に資する事業であって、生命の象徴としての「花と緑」に関連する広汎な分野において、科学技術、文化の発展または交流に寄与するものを対象としています。

### 2) 事業区分

### (1)調査研究

植物や鳥、昆虫などの生き物の分布、生態、分類などに関する調査研究 生活文化の中に取り入れられた植物と人間に関する調査研究 国内外の日本庭園や花卉園芸品種などに関する調査研究 上記のような調査研究等の成果に関する講演会、シンポジウム、出版など 先進的、効果的な都市緑化に関する技術開発 緑化樹木や花卉の品質向上、生産・流通に関する技術開発など

### (2)活動・行催事

### ア. 活動

植物や鳥、昆虫などの生き物の保全、育成に関する活動 市民による花と緑の地域づくりに関して、全国的にも好例となるような活動

### イ. 行催事

花と緑の効果的な普及啓発につながるイベント 自然環境の保全、育成に関するセミナー、シンポジウム、事業の成果に関する出版な ど

### (3) 復興活動支援

特定非常災害である東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨により被災した地域における仮設住宅の周辺や公共的な空間などにおける花や緑を活用した復興活動で次のもの

花や緑の苗木の植栽

花壇やプランターなどの整備や栽培指導切り花や寄せ植え等の多様な花育活動 花や緑に関する専門家の派遣 その他、花や緑を活用した復興活動

### 3) 応募対象者

- (1) 公益法人(財団法人、社団法人)
- (2) 特定非営利活動法人 (NPO)
- (3) 人格なき社団のうち非収益団体で代表者の定めがあるもの

(研究グループ、実行委員会、活動クラブ、友の会、ボランティア団体など)

- ※日本国内に活動の場を有する団体であること。
- ※応募しようとする事業の実施者であること。
- ※営利を目的とせず、公益性を有する事業を実施する団体であること。
- ※応募する事業にかかわる活動実績を有している団体であること。
- ※国や地方公共団体、独立行政法人、民間企業、学校法人でないこと。 ただし、グループ、実行委員会等を組織することにより応募は可能です。
- ※特定の政治、思想、宗教等の活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ※暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ※復興活動支援部門に関しては、原則、所在する同県内において現に復興活動を行っている 団体、または行おうしている団体であること。ただし、被災区域外から被災地への移動交 通費を自己負担で準備する計画であれば、他府県からの応募も可能です。

### 4) 事業の実施場所

原則として日本国内とします。

### 5) 助成対象の事業実施期間

令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)2月28日までの任意の期間

#### 6)助成金

### (1) 助成する金額

助成金額及び助成率は、事業区分に応じて次のとおりです。

- ・調査研究 : 一件当たり100万円以内で、4分の3以内
- ・活動・行催事:一件当たり 50万円以内で、4分の3以内
- ・復興活動支援:一件当たり 50万円以内で、5分の4以内

### (2) 助成の対象となる経費

- 備品費
- 消耗品費
- 使用料賃借料
- 印刷製本費
- 通信運搬費
- 賃金
- 謝金
- 旅費交通費
- 委託費(活動・行催事、復興活動支援のみ対象)

※詳細は別表にてご確認ください。(3ページ)

## 助成対象経費•対象外経費一覧

事業区分費目	調査 研究	活動· 行催事	復興活 動支援	内容・注意要件
備品費	0	0	0	機器等で事業に直接必要なもの。 パソコンやプリンター等高額で汎用性のあるものは不可
消耗品費	0	0	0	事務用品、コピー紙、花苗、機器の燃料代等で事業に直接必 要なもの
使用料・賃借料	0	0	0	会場などの借り上げ料、プロジェクターやスクリーンなど機 材のレンタル料金、レンタカー料金、ボランティア保険など
印刷製本費	0	0	0	報告書やチラシ、ポスターなどの作成費 ※コピー料金は消耗品費に計上してください。
通信運搬費	0	0	0	切手代、郵便や宅配便の料金など
賃金	0	0	0	催事での受付や運営補助の短期作業の手伝い等に対する 申請団体以外の外部人員のアルバイト料など
謝金	0	0	0	申請団体、共同実施者等への謝金は対象外。
旅費交通費	O ※1	O *2	О **3	<ul> <li>※1 外部講師・外部専門家等の交通費、宿泊費、ガソリン代申請団体・共同実施者の交通費、宿泊費、ガソリン代</li> <li>※2 外部講師・外部専門家等の交通費、宿泊費、ガソリン代申請団体・共同実施者の交通費、ガソリン代(原則近郊50km以内の移動)</li> <li>※3 外部講師・外部専門家等の交通費、宿泊費、ガソリン代申請団体・共同実施者の交通費、ガソリン代(原則同県内の移動。</li> </ul>
委託等	×	0	0	「活動・行催事」、「復興活動支援」部門のみ対象 「活動・行催事」部門については、その事業内容が基盤造成・ 整備や樹木の植栽など、専門的技術、建設機械の使用などが 必要とされる場合についてのみ、対象経費として認める。
その他 管理経費等	×	×	×	申請団体構成員の人件費、事務所借上料、飲食代、手土産代, 備品の修繕費、建物等の修繕費、電話代、インターネット接 続経費等は対象外

## 2. 応募の手続き

### 1)提出書類

「花博記念協会助成金交付申請書(様式1)」に必要事項を記入し、添付書類(様式1の11に記載)とともに当協会宛てに送付してください。申請書類等は、事業区分に応じて、協会ホームページよりダウンロードしてください。

URL : https://www.expo-cosmos.or.jp/main/zyosei/

ダウンロードできない方、手書きでご応募の方は、別途お送り致します。

また、申請書及び添付書類の提出部数は各1部とし、A4サイズで揃えてください。

### 2)提出方法

clover@expo-cosmos. or. jp までメールでお送りください。郵送の場合は、<u>簡易書留郵便など、</u>安全かつ確実な方法で当協会あてに提出してください。書類が届いていない場合の責任は負いかねますのでご注意下さい。

なお、提出書類は当落にかかわらず返却いたしません。

また、提出書類の内容について問合せをする場合がありますので、必ず控えをお取りください。

### 3) 受付期間

令和2年(2020年)8月3日(月)~令和2年(2020年)9月11日(金)(当日消印有効)

## 3. 審査及び助成先の決定について

#### 1)審査及び採否の通知

有識者で構成する助成事業審査委員会を設け、審査を行います。

### ア. 調査研究、活動・行催事

- ①10月~12月 提出書類にもとづく一次審査を行い、二次審査対象団体を選出します。
- ②翌年1月 プレゼンテーション等による二次審査を行い、助成対象団体を決定します。
  - 25万円以下の少額助成(調査研究、活動・行催事とも)は、プレゼンテーションによる 二次審査は行わず、引き続き書類による二次審査を実施します。
- ③一次審査結果については12月(予定)、二次審査結果については翌年2月上旬(予定)に 通知いたします。
- ◎新型コロナウイルス感染症等の影響により、プレゼンテーション(二次審査)を取りやめる等、審査方法を変更する場合がございますが、ご了承ください。

### イ. 復興活動支援

- ①10月~12月 提出書類にもとづく審査を行い、対象団体を決定し、翌年2月上旬(予定)に通知いたします。
  - ※必要に応じ提出書類の内容について問合せをすることがあります。
  - ※審査経過の内容および採否決定の理由についてのお問合せには応じかねます。

## 4. 交付確定後の手続き等について

- (1) 申請時の内容に基づいた事業の実施が必須で、実際の内容と乖離が見られる場合は、助成金の支払いを取り消す場合がございます。また、やむを得ない事情で、実施内容を申請時から変更される場は、原則令和3年8月末までに変更申請が必要となります。
- (2) 助成金の交付は、事業完了後の「精算払い」となります。原則、対象事業は令和4年2月末日までとし、報告書、決算書の提出は2週間以内の令和4年3月15日を厳守とします。ただし、イベント等を3月に実施される場合は事務局にご相談ください。また、助成金交付決定額の2分の1以内で、真に必要と認められる金額について、「助成金前金払」として助成金の一部をお支払いすることができます。
- (3) 助成対象経費の使途を証明するために、事業の実施にあたって金銭を支払う場合は、必ず <u>レシート又は領収書</u>の収受を行ってください。レシート等の収受が困難な場合は、次の書 類を以って替えることができます。
  - ①振込票の控え(支出の根拠と合わせて提出すること)
  - ②乗車券・航空券(日付、金額の記載されたもの)
  - ③その他(日付、内訳および金額が明確にできるもの)
- (4) 助成率(調査研究分野、活動・行催事分野は助成対象経費の4分の3以内、復興活動支援 分野は助成対象経費の5分の4以内)を証明するため、レシート又は領収書は助成交付決 定金額の分だけではなく、助成対象経費全体分の提出が必要です。なお、花博記念協会助 成負担分についてはレシート等の写しは不可とします。(原本が必要な場合はご相談くだ さい) 花博記念協会以外の資金のレシート等については写し可。
  - 例)活動・行催事分野で交付決定金額が45万円の場合は、その3分の4倍の60万円以上のレシート等の提出が必要です。
- (5) 事業の実施にあたっては、掲出物、印刷物、資料、看板などに「公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会助成事業」であることを表示してください。また、購入物品には、協会が提供する「協会名ステッカー」を貼り付けてください。
- (6) 助成金を交付することとなった事業については、助成対象団体の名称および所在地、事業名、事業の概要などを当協会のホームページに掲載いたします。 また、事業完了後、成果の概要などを当協会のホームページに掲載します。
- (7) 同じ事業を継続して助成を受ける場合は3ヵ年度を上限とします。
- (8) 地方公共団体の指定管理業務の応募は受け付けません。
- (9) 1団体につき1件の応募とします。

## 書類の提出先および問合せ先

\*\*ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい\*\*

〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園2-136

公益財団法人 国際花と緑の博覧会記念協会

## 企画事業部

TEL:06-6915-4516 FAX:06-6915-4524

E-mail:clover@expo-cosmos.or.jp

### ●個人情報の取り扱いについて

ご提出頂いた資料およびご記入頂いた個人情報は、当協会の選考、運営ならびに情報提供の目的で事務局および審査会委員が利用し、適切に管理いたします。